

該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して四十年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 省 略

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 六 省 略

2 10 省 略

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 省 略

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して三十五年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 同 上

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して三十五年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 六 同 上

2 10 同 上

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して三十五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 同 上

(中小小売商業振興法の一部改正)

第百四十四条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

(高度化事業計画の認定等)

第四条 商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

219 省略

第六条 削除

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第百四十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 削除

(高度化事業計画の認定等)

第四条 商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会(第六条において「商店街振興組合等」という。)は、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

219 同上

(減価償却の特例)

第六条 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所屬員(中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。))であるものに限る。)は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

(課税の特例)

第十四条 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。)であつて認定計画に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定める

第二十五条 削除

(たばこ事業法の一部改正)

第四百六十六条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則

(製造たばこの販売価格に関する経過措置)

第七条 省略

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第一百四十七条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第十一条 省略

第十二条 削除

ところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(課税の特例)

第二十五条 特定農業法人が、特定農用地利用規程の定めるところに従い、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることに要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

附則

(製造たばこの販売価格に関する経過措置)

第七条 同上

2 会社が、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを卸売販売業者又は小売販売業者に販売しようとする場合における第九条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ税及び」とあるのは「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条に規定するたばこ税並びに」と、同条第六項中「同章第五節」とあるのは「同章第五節及び同法附則第十二条の二」と、「及び同法第三章第四節」とあるのは「並びに同法第三章第四節及び同法附則第三十条の二」とする。

(課税の特例)

第十一条 同上

第十二条 認定事業者が認定高度化計画に従って新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第四百四十八条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)
 第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	省略	省略	省略	省略
第二欄	省略	第八十八条の第三項	省略	省略
第三欄	省略	たばこ税法	省略	省略
第四欄	省略	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第三百三十七号。次項において「特別措置法」という。)	省略	たばこ税法及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)
 第二十条 同上

第一欄	同上	同上	同上	同上
第二欄	同上	同上	同上	同上
第三欄	同上	及び第八十八条の規定	同上	たばこ税並びに
第四欄	同上	及び第八十八条の規定並びに特別措置法	同上	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(

省略	省略	省略	省略	(平成十年法律第三百三十七号)に規定するたばこ特別税並びに
----	----	----	----	-------------------------------

2 省略

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第百四十九条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

(診断及び指導)

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの(次条において「特定新規中小企業者」という。)に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

(課税の特例)

第八条

特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合(当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。)で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところに

同上	同上	同上	同上	平成十年法律第三百三十七号)に規定するたばこ特別税並びに
----	----	----	----	------------------------------

2 同上

(診断及び指導)

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの(次条第二項において「特定新規中小企業者」という。)に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

(課税の特例)

第八条 第二条第三項第一号又は第二号に規定する新規中小企業者(同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年未満であることについて、経済産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限る。)であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める工業その他の業種に属する事業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2| 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合(当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。)で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控

より、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第百五十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 削除

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第百五十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第五十八条 省 略

2 省 略

3 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項中「の欠損金額」とあるのは、「の欠損金額及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項に規定する特例欠損金額」とする。

4・5 省 略

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第百五十二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 省 略

除等の課税の特例の適用があるものとする。

(課税の特例)

第七条 認定農業者が認定導入計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(課税の特例)

第五十八条 同 上

2 同 上

3 機構の各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十二第一項の規定の適用については、同項中「及び設備廃棄等欠損金額」とあるのは、「設備廃棄等欠損金額及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項に規定する特例欠損金額」とする。

4・5 同 上

附 則

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 同 上

2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社債等振替法」という。）附則第十条に規定する受入終了日（国債にあっては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以下この条及び次条において「振替移行期日」という。）までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十条第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間（利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十条（第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧所得税法第十条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等（所得税法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）で」と、「又は証券業者」とあるのは「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、「老人等に」とあるのは「障害者等に」と、「又は収益の分配の」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

3・4 省略

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一条第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十一条第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十

2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社債等振替法」という。）附則第十条に規定する受入終了日（国債にあっては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以下この条及び次条において「振替移行期日」という。）までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十条第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間（利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十条（第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧所得税法第十条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等（所得税法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。）で」と、「老人等に」とあるのは「障害者等に」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

3・4 同上

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一条第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十一条第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十

一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「受益証券で政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「受益権で政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」とする。

6 省略

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 省略

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧租税特別措置法第四条第一項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする。

3・4 省略

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日以後は、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「第十四条第二項」とし、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日以後

一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

6 同上

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 同上

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日以後は、旧租税特別措置法第四条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする。

3・4 同上

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

は、同項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」とする。

6・7 省略

8 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の三第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。

9 14 省略

15 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第八条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第八条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第八条（第一項第一号及び第三号並びに同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は」と、「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」と、同条第四項中「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」とする。

16 31 省略

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百五十三条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則

（法人税法の一部改正）

第八十九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項及び第二項並びに第六十一条の二第二十一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

6・7 同上

8 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の三第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

9 14 同上

15 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第八条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第八条第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第八条（第一項第一号及び第三号並びに同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16 31 同上

附則

（法人税法の一部改正）

第八十九条 同上
第十二条第一項及び第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第一百五十四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則

(法人税法の一部改正)

第八十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項第二号及び第六十一条の第二十一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第百四条 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百五十五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「郵便局を含む。」を削り、同条第五項第七号中「第四十条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百二十四条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日の前日までの間」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等で」とあるのは「障害者等

附則

(法人税法の一部改正)

第八十九条 同上

第十二条第一項及び第二項並びに第六十一条の第二十一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(消費税法の一部改正)

第百四条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 同上

第五条の二第一項中「郵便局を含む。」を削り、同条第五項第七号中「第四十条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百二十四条 同上

附則第九条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日の前日までの間」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等で」とあるのは「障害者等

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第七十八条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第十一条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する障害者等という。以下この条において同じ。)で」と、「又は証券業者」とあるのは、「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、「又は郵便貯金その他」とあるのは、「その他」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、「老人等に」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配の」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。)」の」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする」に改める。

附則第十条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法の施行の日の前日までの間」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百五十六条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第四百四十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十六号(一)中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同表第三十五号(七)中「証券取引法第六十五条の二第二項(金融機関の証券業務の営業の登録等)の規定による営業」を「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条の二(金融機関の登録)」に改め、同号(八)を削り、同号(九)を同号(八)とし、同号(十)を同号(九)とし、同号(十一)を同号(十)とし、同表第三十八号中「

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第七十八条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第十一条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する障害者等という。以下この条において同じ。)で」と、「又は郵便貯金その他」とあるのは「その他」と、「老人等に」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五条第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする」に改める。

附則第十条第二項中「定める日以後」を「定める日から郵政民営化法の施行の日の前日までの間」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四百四十四条 同上

別表第一第二十六号(一)中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同表第三十五号(七)中「証券取引法第六十五条の二第二項(金融機関の証券業務の営業の登録等)の規定による営業」を「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条の二(金融機関の登録)」に改め、同号(八)を削り、同号(九)を同号(八)とし、同号(十)を同号(九)とし、同号(十一)を同号(十)とし、同表第三十八号中「

信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者」を「若しくは信託契約代理店」に改め、同号(七)を削り、同表第四十号中「有価証券市場の開設の免許、」を「金融商品市場の開設の免許、」に、「又は証券取引所持株会社に係る認可」を、「金融商品取引所持株会社に係る認可、公益法人金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可」に改め、同号(一)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「規定による有価証券市場」を「金融商品市場」に改め、同号(二)中「証券取引法第百一条の十一第一項」を「金融商品取引法第百一条の十七第一項」に改め、「規定による」を削り、同号(三)中「証券取引法第七十六条(認可)」を「金融商品取引法第六十七条の十二(規則の認可)」に改め、同号(四)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「規定による」を削り、同号(五)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「証券取引所持株会社に係る」を削り、同号に次のように加える。

(六) 金融商品取引法第七十八条第一項(公益法人金融商品取引業協会の認定)の公益法人金融商品取引業協会の認定	認定件数	一件につき十 五万円
(七) 金融商品取引法第七十九条の七第一項(認定投資者保護団体の目的及び業務)の認定投資者保護団体の認定	認定件数	一件につき九 万円
(八) 金融商品取引法第百二条の十四(自主規制法人による自主規制業務)の自主規制業務の認可	認可件数	一件につき十 五万円

別表第一第五十号の二を削り、同表第九十六号中「商品投資販売業又は」を削り、同号(一)中「(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業」を「(商品投資顧問業者の許可)の商品投資顧問業」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「(同法第三十三条第一項(準用規定)において準用する場合を含む。)」を削り、「第五

信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者」を「若しくは信託契約代理店」に改め、同号(六)を削り、同表第四十号中「有価証券市場の開設の免許、」を「金融商品市場の開設の免許、」に、「又は証券取引所持株会社に係る認可」を、「金融商品取引所持株会社に係る認可、公益法人金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可」に改め、同号(一)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「規定による有価証券市場」を「金融商品市場」に改め、同号(二)中「証券取引法第百一条の十一第一項」を「金融商品取引法第百一条の十七第一項」に改め、「規定による」を削り、同号(三)中「証券取引法第七十六条(認可)」を「金融商品取引法第六十七条の十二(規則の認可)」に改め、同号(四)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「規定による」を削り、同号(五)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「証券取引所持株会社に係る」を削り、同号に次のように加える。

(六) 同上	同上	同上
(七) 同上	同上	同上
(八) 同上	同上	同上

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 削除

別表第一第九十六号中「商品投資販売業又は」を削り、同号(一)中「(商品投資販売業の許可)の商品投資販売業」を「(商品投資顧問業者の許可)の商品投資顧問業」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「(同法第三十三条第一項(準用規定)において準用する場合を含む。)」を削り、「第五条第一項第五号(許可の申

条第一項第五号（許可の申請）又は第三十一条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号(三)を同号(二)とする。

（罰則に関する経過措置）

第五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

請）又は第三十一条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号(三)を同号(二)とする。